

一八九三年フランス刑法典改正委員会草案

フランス刑事立法研究会

徳永, 元
九州大学大学院法学研究院 : 助教

<https://doi.org/10.15017/1916276>

出版情報 : 法政研究. 84 (4), pp.85-108, 2018-03-15. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :



一八九三年フランス刑法典改正委員会草案

フランス刑事立法研究会（訳）

はしがき

刑法典改正委員会草案

はしがき

一 本稿が紹介するのは、一八九三年に、Revue pénitentiaire（刑務所雑誌）において公表された、フランス刑法典総則の改正草案である。^①

本草案については、わが国の現行刑法典の成立過程において、一八九二年に設置された「刑法改正審査委員会」の審議にて参照されたことが、「刑法草案総則 各国刑法参照」より明らかとなっている。^② とりわけ、刑の執行猶予制度については、「刑ノ執行猶予ニ関スル法律」の成立にお

いて本草案の影響が見られるという指摘もある。^③ 「現行刑法成立過程における審査委員会の改正作業は、きわめて重要な意味をもつ」と評価されているところ、その際に参照された本草案は、少なからず資料的価値を持つと言えるだろう。

本草案については、三つの文献が確認できた。まず、草案が収録された雑誌において先に先立ち掲載されている、LE POLTEVIN（パリ大学教授）によるコメントがある。^④ また、CHAMPCOMMUNAL（法学博士、肩書は刑務所一般協会比較立法協会および国際刑事学協会会員となっている）による包括的な分析がある。^⑤ 最後に、スイス刑法雑誌に掲載の、GAUTIER（ジュネーヴ大学教授）による、本草案と、同年に公表されたスイス刑法典準備草案（いわゆるシュトース草案）とを比較した論稿がある。^⑥

二 本草案を作成した刑法典改正委員会は、一八八七年三月二六日の「刑事立法の改正の準備を担当する委員会を創設するデクレ」により設立された。^⑦ 委員会は、議長を司法大臣、副議長を元老院議員・元司法大臣 HUBERT および国民議會議員 RIBOT とする一九名の委員からなり、さらに

三名の秘書官が配置された。なお、委員会の構成員は国会議員と実務家が大半を占め、大学教授の肩書で参加したのは Jules LÉVELLÉ (パリ大学) と Victor MOLINIER (トゥールーズ大学)。ただし、この時にはすでに名誉教授であり、任命直後の同年六月二十八日に死亡する⁽⁹⁾のみである。

本草案については、秘書官の一人である Eugène BOMBAY が、一八九二年七月二三日に報告を行った(または、報告書を提出した)とされるものの、GAUTIER によれば、この報告(書)は流通していないとのことである⁽¹⁰⁾。今回の翻訳においても、草案の報告(書)を参照することは、残念ながらできなかった。

三

次に、本草案の規定と関係する、フランスにおける同時期の刑事立法の状況を確認する⁽¹¹⁾。本草案と特に関連するものが、一八八五年五月二七日の法律と一八九一年三月二六日の法律である⁽¹²⁾。

「累犯者に関する一八八五年五月二七日の法律」⁽¹³⁾は、累犯対策として流刑を導入するものであった⁽¹⁴⁾。同法は、流刑を、特定の累犯者(第四条)について、主刑と同時に宣告

される付加刑として定めた(第一〇条)。ここでは、原則として、主刑の執行終了後に流刑が行われることが予定されていた(第一二条)。流刑は無期であるが(第一条)、釈放後五年目からは、善行等を理由とした刑からの解放を、裁判所に請求することが認められた(第一六条)。これに対して、本草案は、一方で、流刑の対象となる累犯者をより一般化させ、他方で、刑期の途中から植民地に移送する場合を当然のものとして予定している。この関係で、草案は、仮釈放についても流刑に関する規定を置いている。

「刑の減輕及び加重に関する一八九一年三月二六日の法律」⁽¹⁵⁾(通称ベランジェ法)は、とりわけ、単純執行猶予の導入という大きな意義を持つものであった⁽¹⁶⁾。同法は、初犯者(普通法上の重罪または軽罪を以前に宣告されていない者)に対して、拘禁刑または罰金の執行を猶予することができる、五年の猶予期間内に、普通法上の重罪または軽罪について懲役またはそれよりも重い刑を宣告されなければ、有罪宣告は無効(non avenue)となると定めた(第一条)。これに対して、本草案は、猶予できる刑を「三月以下の懲役又は禁錮刑」に限定し、猶予期間を三年とした上で、この期間に「懲役又は禁錮を受けうる新たな重罪又は軽罪」がなければ、「有罪宣告は執行されたものとみなされる」

と定めた。

このように、本草案は、累犯者や初犯者について犯罪者処遇のあり方を見直す近代学派の影響が、フランスの刑事司法へと本格的に及び始めた時代の中で、起草されたのであった。

四

次に、本草案に対する評価を確認する。

本草案に関する前記の三つの文献のうち、CHAMP-COMMUNALとGAUTIERが、それぞれ草案の全体に対する評価を下している。前者によれば、「様々な補充を伴う刑務所の体制の組織化は、非常に注目すべきものである」。今日では、社会は、悪行の処罰を確実なものにしようとするだけでなく、さらに、被宣告者の道徳的更生を準備し、この者を有益な生活へと立ち戻らせることを望むのである。新規定は、社会のこの偉大な構想の実現を確約するという観点から起草されている。もっとも、犯罪および犯罪性に関する法理論については批判を免れない。大胆にも現代の諸理論まで進まずとも、委員会が改革の道により大きく踏み入ることは、可能であったはずである¹⁷⁾。また、フランスとスイスの両草案を比較する後者によれば、「私

は、スイスの草案の優位を主張するように導かれる」。改正作業の方法とも関係するが、フランスの委員会には、保守主義的な風潮が広がっており、その草案は、実際のところ、改善された一八一〇年刑法典の新版にすぎない。形式においても、それは、現行刑法典を手本にしており、法典の法文と定義とを宗教的に尊重している。その特徴としてできる限り完璧かつ詳細であろうと努力した結果、すべてのことについて規定し、裁判官に対して狭く強行的な規則を書き記そうとしている¹⁸⁾。以上の両者の記述からは、近代学派が本格的に台頭してゆく当時において、本草案が、なお古い伝統を残しているものと評価されていたことが確認される。

さらに、本草案による刑の執行猶予制度の修正およびこれをもたらした思潮に対しては、刑の個別化の主張者として知られるSALEILLESも、否定的な評価を下している。また、Franz v. LISZTは、『ドイツおよび外国刑法法の比較考察』において、本草案の執行猶予に関する規定に対して、次のように厳しい評価を下している。すなわち、草案の起草者は、保守的な実務家の懸念を顧慮し、不慣れた制度に若干の制限を提案すべきであると考えた。「一八九三年草案は、何ら新たな意義もなく終わった。これは、そも

ンを超える罰金で罰する犯罪は、軽罪とする。

法律が、警察拘禁 (arrêts de police) 又は二〇〇フラン以下の罰金で罰する犯罪は、違警罪とする。

第三条 —— いかなる犯罪も、その犯罪が行われる前に、法律により表明されていなかった刑によって、罰せられることはできない。

○ 裁判の時点で定められた刑が、犯罪時に記されていたそれと異なる場合は、そのもつとも軽い刑が適用される。

○ 第四条 —— フランス国外で、フランスの法律により罰せられる重罪又は軽罪について有罪とされたすべてのフランス人は、フランスにおいて訴追され、裁判されることができる。

ただし、軽罪については、行為が、それが犯された国の立法により罰せられる場合にしか、フランス人はフランスで訴追され、裁判されることができない。この場合、軽罪がフランス又は外国の私人に対して犯されたとき、訴追は、被害者の告訴又は軽罪が犯された国の機関によるフランス当局への公式の告発に、先立たなければならない。この訴追は、検察官の請求によらずに、提起されることはでき

ない。

○ 第五条 —— すべての場合について、被告人が、自らが外国で確定判決を受け、かつ刑を受けた又は恩赦を得たことを証明するときは、いかなる訴追も行われぬ。

フランスにおいて犯された軽罪について、フランス政府の告訴に基づき外国で確定判決を受けた外国人も、同様である。

第六条 —— 後述第八条に明記される重罪でなければ、いかなる訴追も、被告人の自由な意思によるフランスへの帰国の前には、行われぬ。

第七条 —— 訴追は、被疑者の居住する又はこの者が発見されうる場所の検察官の請求により、提起される。

ただし、破毀院は、検察官又は当事者の求めに基づき、事件の審理を、犯罪地にもつとも近い法院 (cour) 又は裁判所 (tribunal) に移送することができる。

○ 第八条 —— フランス国外で、国の安全を侵害する重罪、又は国璽、流通している国の通貨、国の紙幣若しくは法律

により認められた銀行券を偽造する重罪について、正犯又は共犯として有罪とされたすべての外国人は、この者がフランスにおいて逮捕された、又はフランス政府がその引渡しを受けた場合は、フランスの法律規定に従って訴追され、裁判されることができる。

第九条 —— 本法典の規定は、軍法上の違警罪、軽罪及び重罪には適用されない。

第二編 刑罰

第一章 刑罰とその執行態様

○第一〇条 —— 刑罰は、二つのカテゴリーに分けられる。

一 主刑・死刑、無期又は有期懲役、禁錮、警察拘禁、罰金。

二 付加刑・流刑、特定の政治的又は民事的権利の制限、滞在禁止、労働施設収容、特別没収、判決の広告。

第一節 —— 死刑

○第一条 —— 死刑を宣告されたすべての者は、斬首される。

死刑の執行は公開されない。これは、法院検事長又はその代理人、司法官及び重罪法院の書記官、警視、監獄の所長及び医師の出席の下、監獄内で行われる。

市町村長、助役 (adjoints)、市町村会議員、判決した陪審の構成員、及び、被告者が望む場合、司祭又は牧師は、執行に同席することができる。

○第一二条 —— 死刑を宣告された女性が申告し、この者が懐胎していることが証明された場合は、この者は、出産の後でなければ刑を受けない。

第一三条 —— 死刑を執行された者の身体は、その家族が求める場合は、まったく質素に埋葬するという条件の下、その家族に引き渡される。

第二節 —— 懲役

○第一四条 —— 懲役は、無期又は有期である。

有期懲役の期間は、一五日以上二〇年以下である。

第一五条 —— 一年以下の懲役を宣告された者は、昼夜の間、個別に隔離される。

一年を超える懲役を宣告された者は、その刑の四分の一に等しい、ただし一年を下回らず三年を超えない期間、昼夜の間、独房に収容される。次いで、これらの者は、その求めに基づき房に残ることを認められたのでなければ、夜の間のみ隔離される。

第一六条 —— 独房における懲役は、次の者には適用されない。

- 一 有罪宣告の時点で、一五歳に達していなかった被収容者。
- 二 独房がその者の請求によらない場合は、六〇歳を超える被収容者。
- 三 独房を受けることができないと認められる被宣告者。

○第一七条 —— 懲役は、監獄内での労働義務を伴う。

ただし、隔離された後で、善行を保った被宣告者は、自
由人口と接触のない外部労働に、雇用されることができる。

第三節 —— 禁錮

○第一八条 —— 禁錮の期間は、一五日以上二〇年以下である。

第一九条 —— 禁錮を宣告された者は、フランス又はアル
ジェリアの特別な施設若しくは区画又は城塞 (enceinte
fortifiée) に収容される。

これらの者は、懲役を宣告された者と決して混同されな
い。

○第二〇条 —— 禁錮を宣告された者は、労働に服する。

ただし、これらの者は、その素質にもっとも適した労働を、
それが施設の良好な秩序及び体制と両立しうる限り、選択
することができる。

これらの者は、夜の間は隔離され、昼の間隔離され続け
ることを認められることができる。

第二十一条 —— 懲役及び禁錮は、国に属する施設において受刑される。これらの施設の管理組織、被收容者の等級の分類、労働、義務的労働の産物の用途、教育及び規律は、施行令により定められる。

それぞれの施設に対する個別のアレテは、内務大臣により下される。

第四節 —— 警察拘禁

○第二二条 —— 警察拘禁の期間は、一日を下回ることも、一四日を超えることもできない。労働は、被宣告者に対して義務的ではない。

警察拘禁は、特別に設立された、県の支出で運営され、内務大臣の管轄に置かれる施設において受刑される。

○第二三条 —— 警察拘禁は、一年以内の再犯の場合を除き、被宣告者の求めに基づき、裁判所により、施行令により定められる条件において、市町村のために行われる等しい日数の労働に置き換えられることができる。

第五節 —— 罰金

○第二四条 —— 罰金は、法律によりそれが定められていない場合には、一フラン以上五〇〇フラン以下である。

第六節 —— 流刑

第二五条 —— 流刑は、施行令により定められる、フランスの植民地又は属領に居住を指定されることからなる。これは、一つ又は複数の判決により五年以上の懲役を宣告された後で、重罪又は軽罪について一年以上の懲役を宣告されたすべての者に対して言い渡される。

第二六条 —— 被流刑者は、フランス又はアルジェリアで、懲役の少なくとも半分を受刑した後でしか、植民地に移送されない。

第二七条 —— 植民地に滞在する間、被流刑者は、警察の処分、及び施行令により特別に設立された裁判管轄に服する。

第二八条 —— 植民地への到着の際、被流刑者は刑事施設に収容され、フランスを出発する際に執行中であつた懲役の受刑を終わらせ、次いで五年の間留め置かれる。この期間のすべてにおいて、これらの者は施設内外での労働を強制されるが、この労働は、行政機関 (Administration) の意思のみにより取り消しうる契約によるものを除き、第三者に対して雇用されることはできない。

この期間の任意の間、行政機関は、善行の保証を示し、その釈放下の労働が植民のためにより有益であるにちがいないと思われれる被流刑者を、仮釈放にすることができる。同じく、行政機関は、第七一条第一項に従い、被流刑者の仮釈放を取り消すことができる。

第二九条 —— 前条第一項第一文に定められる期間の満了後、被流刑者は釈放される。ただし、この者は、植民地の指定された区画に一生居住しなければならない。

新たな犯罪について有罪宣告を受ける場合、特別裁判所は、刑期の満了後、新たに五年の間、被流刑者が刑事施設に留め置かれる旨を命じることができる。

第三〇条 —— 流刑を宣告されたいかなる者も、六〇歳を

過ぎた後は、植民地に移送されることができない。安定して確認される身体の状態が、入植労働に不適合とみなされる者についても、同様とする。

第三一条 —— 年齢又は身体の状態を理由として流刑が適用されなかつた者は、一〇年を超えることのできない期間、労役場に収容されるために、行政機関にゆだねられる。

第七節 —— 権利の制限

○第三二条 —— 無期懲役又は流刑を宣告されたすべての者は、当然かつ永久に、次の公民権及び家族権の行使を禁じられる。

一 投票権及び被選挙権。

二 公職 (fonction, emploi ou office public) を遂行すること。

三 親族会 (conseil de famille) に参加すること。

四 自らの子について、もっぱら、親族会及び行刑当局の意見の後に下される、裁判所の判決として認められる場合を除く、親権、後見及び保佐の権限。

五 陪審員、鑑定人又は証書の証人 (témoin dans les

料 (acts) となること。

六 単なる陳述をすること以外のために、裁判において証言すること。

○第三三条 —— 裁判所は、五年以上の懲役又は禁錮を宣告された者、及びその他法律により定められる場合に、前条各号に列挙される権利の行使の全部又は一部を禁止することができる。

この禁止の期間は五年以上であり、主刑の期間の二倍にまで引き上げられることができる。禁止は、有罪宣告が確定した日から効力を持つ。

第八節 —— 滞在禁止

第三四条 —— 滞在禁止は、被宣告者が収容されている場合は釈放前に、そうでない場合は判決から六月以内に、その禁止が政府により指示された場所に立ち入ることについて、この者に行われる禁制からなる。

第三五条 —— 五年を超える懲役又は禁錮を宣告された者は、当然に、刑期の満了後二〇年の間、滞在禁止に服する。

ただし、有罪を宣告する判決は、禁止の期間を短縮し、又は被宣告者が禁止に服さない旨を表明することができる。判決が禁止の免除又は短縮を含まない場合、それが特に考慮されたという言及がなされなければ、無効となる。

死刑又は無期懲役を宣告され、大統領恩赦によるその刑の減刑 (commutation) 又は刑の執行の減輕 (remise) を得たすべての者は、恩赦決定による別の定めがない限り、当然に二〇年の間滞在禁止に服する。

第三六条 —— 滞在禁止は、行政処分により停止されることができない。

刑の時効は、被宣告者を、その服する禁止から解放しない。

この場合、禁止は、その時効が完成した日からしか効力を生じない。

第三七条 —— 前条までに定められる場合を除き、被宣告者は、法律の特別な規定がそれを許す場合にしか、滞在禁止に服することができない。

第九節 —— 労働施設収容

第三八条 —— 法律により定められる場合、裁判所は、被宣告者が、懲役の刑期の満了後、三年以上三年以下、労働施設に収容される旨を命じることができる。

第一〇節 —— 没収

○第三九条 —— 裁判所は、被有罪宣告者に属し、かつ、重罪若しくは軽罪により獲得された又はそれを犯すために用いられた物の没収を命じることができる。

没収は、違警罪については、法律により定められる場合にのみ、言い渡される。

第一一節 判決の広告

第四〇条 —— 判決の広告は、法律により定められる場合に、裁判所により、刑罰として言い渡される。判決は、被宣告者の出費による広告の態様を確定する。

第四一条 —— 流刑、特定の政治的又は民事的権利の制限、

滞在禁止、労働施設収容、特別没収及び判決の広告は、恩赦により、その全部又は一部を免除されることができる。

第二章 刑期の計算

○第四二条 —— 監獄の各日は、二四時間である。
月と年は、日ごとに計算する。

○第四三条 —— 有期刑の期間は、有罪宣告が執行される日から計算する。

第四四条 —— ただし、勾留 (detention préalable) された状態にある者に対して言い渡される有罪宣告について、被宣告者が上訴しない場合、刑の期間は、検察官の控訴 (appel) 又は上告 (pourvoi) 及びそれらの結果のいかんにかかわらず、判決の日から計算する。

被宣告者の控訴又は上告に基づき、刑が減輕された場合も同様とする。

○ 裁判所は、特別な処分によって、勾留の全部又は一部を刑期に算入すると決めることができる。

△第四五条 —— 言い渡された刑がもつばら金銭である場合、判決は、勾留下にあつた被宣告者が、適用される罰金の支払いの全部又は一部を免除される旨を命じることができらる。

第三章 重罪、軽罪又は違警罪の際に言い渡されることのできるその他の宣告

第四六条 —— 法律により定められた刑の宣告は、常に、当事者に支払われべき原状回復又は損害賠償の妨げとなることなく、言い渡される。

第四七条 —— 法律が損害賠償につき何ら定めていなくつた場合、法院又は裁判所がその総額を決めるが、ただし、被害を受けた当事者の同意があつても、何らかの作業の実行を言い渡すことはできない。

○第四八条 —— 罰金、原状回復、損害賠償及び費用の執行は、滞納留置 (contrainte par corps) により追求されることができらる。

第四九条 —— 同一の犯罪について有罪宣告を受けたすべての者は、原状回復、損害賠償及び費用について、連帯して責任を負う。

第四章 法定能力制限

第五〇条 —— 五年を超える懲役又は禁錮を宣告されたすべての者は、その刑期の間、法定能力制限状態にある。

法定能力制限は、被宣告者から、遺言によるものを除き、財産を管理しこれを処分する能力を剝奪する。

制限は、有罪宣告が確定した日から科される。

制限による過去の行為の無効は、すべての関与者により援用されることができらる。

第五一条 —— 法定能力制限状態にある被宣告者に対しては、その財産を運営し管理するため、禁治産者に対する後見人及び後見監督人の選任について定められた形式において、後見人及び後見監督人が一人ずつ選任される。

被宣告者の財産は、この者が刑期を満了した後に引き渡され、後見人は、その管理の計算書をこの者に報告する。

刑期の間、被宣告者は、仮釈放の場合を除き、いかなる

金額、いかなる預金、いかなる収益からの持分の引渡しも、後見人から受けることができない。

第五二条 —— 被流刑者は、法定能力制限状態にある。ただし、仮釈放の場合、及び第二八条第一項第一文に定められる五年の期間の満了後、これらの者は、流刑地において私権の行使を回復するが、その行為（acta）は、有罪宣告の日に所有していた、又はこの時点以降に無償のものとして入手した財産を担保とすることはできない。

第五三条 —— 確定判決により死刑又は無期懲役を宣告されたすべての者は、その財産を遺言により処分することができない。

この者により有罪宣告の前になされたすべての遺言は、無効である。

国家元首は、恩赦により、無期刑を宣告された者を、本条に定められる無能力から解放することができる。

第五章 刑罰を排除、減輕又は加重する諸事情

第五四条 —— 被告人が、正当防衛状況若しくは行為時

の心神喪失状態にあった、又は抵抗できない力により強制されていた場合、重罪又は軽罪は存在しない。

第五五条 —— 重罪として擬律される行為について嫌疑をかけられた者が、心神喪失を理由として無罪判決を受けた場合、重罪法院は、この者が精神病施設に収容される旨を命じることができる。

心神喪失状態は、職権により又は被告人の求めに基づき、陪審員に提示される特別質問の対象となる。

被疑者が予審免訴の対象となる場合、施設収容は、検察官の請求に基づき、民事裁判所により命じられることができる。

精神病院の退院は、医師の意見に基づき下される民事裁判所の判決によらなければ、認められることができない。

第五六条 —— 法律が行為を宥恕できると表明する、又はこれにより軽い刑を適用することを認める場合及び事情を除き、いかなる重罪又は軽罪も宥恕され、又は刑が減輕されることもない。

第五七条 —— 一〇歳未満の少年は、いかなる訴追の対

資料
象ともならない。この者が、法律により重罪又は軽罪とされ、懲役、禁錮又はそれより重い刑を効果とする行為を犯した場合、民事裁判所は、検察官の請求により、この者が、

最長で二二歳まで、教育改善施設 (établissement d'éducation et de réforme) に收容される旨を命じることができ

○第五八条 —— 一六歳未満の少年は、弁識能力なく行爲したものと判断された場合は、無罪となるが、事情に応じて、この者は両親に引き渡される、又は、判決の定めた、二一歳となる日を超えない年数の間監置されるため、教育改善施設に移送される。

○第五九条 —— この者が、弁識能力を持つて行爲したと判断される場合は、刑は次のように言い渡される。

死刑又は無期懲役を科される場合、この者は、一〇年以上二〇年以下の懲役を宣告される。

有期懲役または禁錮を科される場合、この者は、宣告されたこれらの刑の期間の三分の一以上二分の一以下の懲役又は禁錮を宣告される。

加えて、裁判所は、刑期の満了後、被宣告者が、成人に

なるまで監置されるため、感化院 (maison de correction) に移送される旨を命じることができ

第六〇条 —— 教育改善所 (maison d'éducation et de réforme) は、内務大臣の管轄と監督下に置かれる。

○第六一条 —— 一六歳未満の者で、この年齢を超えた共犯が現におらず、法律が死刑又は無期懲役で罰するもの以外の重罪に問われる者は、軽罪裁判所により裁判される。

第六二条 —— 酌量減輕 (circumstances atténuantes) が被告人に有利に表明される場合、法定刑は、次のように修正される。

法定刑が死刑である場合、適用される刑は、無期又は五年以上の懲役である。

刑が無期懲役である場合、裁判官は、一年以上の懲役を適用する。

刑が有期懲役又は禁錮である場合、裁判官は、法律により記される上限の半分を超えて刑を言い渡すことができ

い。
上限が五年以下の場合、裁判官は、懲役又は禁錮を、警

察拘禁又は罰金に替えることができる。

刑が警察拘禁である場合、裁判官は、これを一フラン以上二〇〇フラン以下の罰金に替えることができる。

第六三条 —— 酌量減輕の場合、裁判官は、一回目に限り、流刑の言渡しを免除することができる。

○第六四條 —— 一つ又は複数の判決により三月を超える懲役を宣告された者が、懲役を効果とする新たな重罪又は輕罪を犯した場合、その刑期は、酌量減輕の場合であつても、法律により定められた上限が二年以下のときはその半分、それが二年を超えるときは一年を下回ることができない。

前項の規定は、新たな重罪又は輕罪が、終局的な釈放後五年より後に犯された場合は、適用されなくなる。

○第六五條 —— 一年以上の懲役を宣告された者が、釈放から一〇年の期間内に、一年以上の懲役を受けうる新たな重罪又は輕罪を犯した場合、法定刑は、その三分の一を加重される。これは、酌量減輕の場合であつても、法律により定められた上限が一〇年以下のときはその半分、それが

一〇年を超えるときは五年を下回ることができない。

法定刑が死刑又は無期懲役の場合、刑は、酌量減輕の場合であつても、八年を下回ることができない。

前二項の規定は、新たな重罪又は輕罪が、釈放後一〇年の期間内（原文ママ）に犯された場合は、適用されなくなる。

第六章 容赦、執行猶予及び仮釈放

第一節 —— 容赦 (pardon)

第六六條 —— 刑事法律の定めに従い、又は酌量減輕の表明の結果、罰金のみを適用することが認められる場合、裁判官は、被告人が以前に重罪又は輕罪について有罪宣告を受けていなければ、有罪宣告を言い渡さないことができる。裁判官は、新たな犯罪の場合には刑事免責 (immunité pénale) をもはや期待してはならない旨を、被告人に警告する。免除された被告人は、訴訟費用、及び必要があれば、私訴原告人に対するすべての損害賠償を宣告される。

第二節 —— 執行猶予

○第六七条 —— 裁判所は、以前に重罪又は軽罪について有罪宣告を受けていない被告人に対して、三月以下の懲役又は禁錮を言い渡す場合は、この刑の執行が猶予される旨を命じることができる。

○第六八条 —— 三年の期間内に、被宣告者が、懲役又は禁錮を受けうる新たな重罪又は軽罪を犯した場合、猶予は当然に取り消される。

この場合、最初の有罪宣告は、二番目のものに吸収されることなく、受刑される。

○第六九条 —— 前条の期間内に新たな有罪宣告が言い渡されなければ、有罪宣告は執行されたものとみなされる。

第三節 仮釈放

○第七〇条 —— 懲役又は禁錮を宣告されたすべての者は、その刑の四分の三、それが無期であれば二〇年の受刑の後、仮に釈放されることができる。

○第七一条 —— 釈放は、常習的かつ公然の、正式に確認された不品行、又は釈放許可において示された特別な条件への違反の場合に、取り消されることができる。

刑期の満了前に取り消しが行われなければ、釈放は終局的となる。

第七二条 —— 仮釈放のアレテ及びその取消しのアレテは、フランス及びアルジェリアにおいては、司法大臣の意見の後、内務大臣により下される。

海外の施設においては、このアレテは、司法部門の長の意見の後、総督 (Gouverneur) により下される。

第七三条 —— 仮釈放者の逮捕は、必要な場合に取消しを言い渡す内務大臣又は総督へと直ちに意見を示す条件の下、対象者の所在する土地の行政又は司法機関により、仮に命じられることができる。

第七四条 —— 再執行は、仮釈放の時点でまだ受刑されていない刑期のすべてについて、行われる。仮逮捕が継続されている場合、その期間は刑の執行に算入する。

第七五条 —— 施行令は、釈放許可の形式、対象者の服する条件及び仮釈放者の特別な監視の態様を定める。

第七六条 —— 二一歳以上六〇歳以下の、懲役を宣告され、それが二〇年以下であれば、その刑の四分の一を受刑した者、及び、それが二〇年を超える場合は、その刑の五年以上を受刑した者は、その求めに基づき、植民地又は属領に移送されることができる。

この移送は、司法大臣及び植民地大臣の肯定的な意見の後、のみ、内務大臣により認められる。

第七七条 —— 植民地において、その刑の次の四分の一を受刑した後、及び、それが二〇年を超えるときは五年の懲役の受刑の後、被宣告者は、不品行の場合を除き、仮釈放の恩典を承認されることができる。

無期懲役を宣告された者は、仮釈放として、植民地に一生居住しなければならない。有期を宣告された者は、同じ名目で、言い渡された刑期と等しい、ただし一〇年を下回らない期間、植民地での居住を強制される。

第七八条 —— 義務的居住の期間に仮釈放の取消しが言い

渡された場合、被宣告者は、植民地において、釈放時に経過されるべきであった残刑部分を受刑する。

不品行を理由として仮釈放を受けることが承認されなかった者、又はこの恩典が取り消された者は、刑期の満了後、前条第二項により確定されるものに等しい期間、植民地に居住しなければならない。

第七九条 —— 植民地での滞在中、被宣告者は、警察の処分、及び第二七条により定められる特別な裁判所に服する。

第七章 重罪又は軽罪への関与

第八〇条 —— 犯行 (actum) を行った者、又は、情を知りつつ、犯行を完遂する行為において、当該犯行の正犯を援助若しくは補助した者は、重罪又は軽罪の正犯として処罰される。

第八一条 —— 次の者は、共犯として処罰される。

一 贈与、約束、脅迫、権限若しくは権力の濫用、犯罪的な策謀若しくは策略により、犯行を直接に教唆し、又はその犯行を行うための指示を与えた者。

資料
二 武器、道具又はその他犯行に供する一切の手段を、それらが犯行に供されることになると知りつつ、提供した者。

三 犯行を準備する又は容易にする行為において、情を知りつつ、当該犯行の正犯を援助又は補助した者。

四 公共の場所若しくは集会において行われた演説、叫び声若しくは脅迫、又は、公共の場所若しくは集会において販売若しくは掲示された文書、売却印刷物 (*imprimés vendus*) 若しくは配布物により、又は、公共の視線に向けられたビラ若しくは貼り紙により、正犯を、当該犯行を行うよう直接に教唆した者。

○第八二条 —— 重罪又は軽罪の共犯は、法律が別に規定する場合を除き、その重罪又は軽罪の正犯と同じ刑で罰せられる。

第八章 未遂

○第八三条 —— 実行の着手により表明された重罪又は軽罪のすべての未遂は、それが、行為者の意思から独立した状況のみによって、停止された又は結果を欠いた場合は、次の規定に従って罰せられる。

法定刑が死刑の場合、有責とされた者は無期懲役で罰せられる。

法定刑が無期懲役の場合、有責とされた者は一〇年以上二〇年以下の懲役で罰せられる。

法定刑が有期懲役又は禁錮の場合、刑の上限はその三分の一を減輕される。

○第八四条 —— 軽罪の未遂は、法律の特別規定により定められた場合においてのみ、罰せられうる。

第九章 犯罪事実の競合

○第八五条 —— 複数の違警罪が競合する場合、その刑は併科される。

○第八六条 —— 複数の軽罪及び違警罪が競合する場合、その刑は併科されるが、そのもつとも重い刑の上限の二倍を超えることはできない。

○第八七条 —— 一つの重罪と一つ又は複数の軽罪又は違警罪とが競合する場合、重罪に適用されうる刑がもつぱら

言い渡される。

△第八八条 —— 複数の重罪が競合する場合、そのもつとも重い刑がもつぱら言い渡される。その刑は、法律により定められた上限に、その半分を加重されることが出来る。

○第八九条 —— もつとも重い刑とは、刑期がもつとも長い刑である。刑が同じ期間の場合は、懲役が禁錮よりも重い刑とみなされる。

○第九〇条 —— 複数の重罪、軽罪又は違警罪を理由とする特別没収は、常に併科される。

第九一条 —— 同一の行為が複数の犯罪を構成する場合、そのもつとも重い刑がもつぱら言い渡される。

第一〇章 公訴権の消滅および時効

第九二条 —— 公訴権は、被告人の死亡により消滅する。

第九三条 —— 重罪から生じる公訴権及び私訴権は、重罪

が既遂となった日から起算して一〇年の後に、この間にいかなる予審行為も訴追行為も行われなかった場合は、時効となる。

この間に、判決に至らなかった予審行為又は訴追行為が行われた場合、公訴権及び私訴権は、この行為に関係しなかった者についても、最後の行為から起算して一〇年の経過後にしか、時効とならない。

第九四条 —— 前条に示される二つの場合において、そこに定められた時期の区別に従い、事件が軽罪のときは、時効の期間は三年に短縮される。

第九五条 —— 違警罪についての公訴権及び私訴権の時効は、それが既遂となった日から起算して一年後に、この間にいかなる有罪宣告も行われなかった場合は、時効となる。
第一審の終局判決がある場合、公訴権及び私訴権は、控訴状の送達から起算して一年の後にしか、時効とならない。

○第九六条 刑の執行は、次のように時効となる。
一 死刑、無期懲役、五年を超える懲役又は禁錮、流刑については、二〇年。

二 二年以上五年以下の懲役又は禁錮については、一〇年。

三 二年未満の懲役又は禁錮、二〇〇フランを超える罰金及び労働施設収容については、五年。

四 警察拘禁、二〇〇フラン以下の罰金、特別没収及び判決の広告については、一年。

○第九七条 —— 刑の時効は、有罪宣告が確定した日から進行を始める。

脱獄又は仮釈放の取消しの場合、期間は脱獄又は取消しのときから進行する。

○第九八条 —— 時効の期間は、訴追又は刑の執行が法律により停止されている間は、進行しない。

○第九九条 —— 時効は、それがフランス領外で行われた場合であっても、被宣告者の逮捕により中断される。

第一章 復権

○第一〇〇条 —— 重罪刑又は軽罪刑を宣告され、その刑を受刑した者、又は恩赦状を得た者は、復権されることが

できる。

第一〇一条 —— 重罪刑を宣告された者について、復権の請求は、釈放の日から五年後にしか行われることができない。

軽罪刑を宣告された者については、この期間は三年に短縮される。

第一〇二条 —— 重罪刑を宣告された者は、五年間同一の郡に、かつ最後の二年間同一の市町村に居住したのでなければ、復権を認められない。

軽罪刑を宣告された者は、三年間同一の郡に、かつ最後の二年間同一の市町村に居住したのでなければ、復権の申請を認められない。

この期間の全部又は一部を軍隊の下で経過した被宣告者又は、その職業により、定まった住居と両立しない移動を強いられた被宣告者は、前者については、その軍隊の長によるしかるべき証言書 (attestations) により、後者については、その善行を確証する経営者又は行政の長による証明書 (certificats) により、正当化される場合は、前二項の条件から解放されることができる。

これらの証言書又は証明書は、第一〇五条の条件において交付される。

第一〇三条 —— 被宣告者は、復権の申請を郡の共和国検事に送付し、次の事項を知らせる。

一 有罪宣告の日付。

二 釈放後、第一〇一条に定められるよりも長い期間が経過している場合は、釈放以降に居住していた場所。

第一〇四条 —— 前条の者は、時効の場合を除き、訴訟費用、罰金及び損害賠償の支払い又は行われた債務免除を証明しなければならない。

この証明がない場合、この者は、法律により定められた滞納留置を一定期間受けたということ、又は損害を受けた当事者がこの執行方法を放棄したということを証明しなければならぬ。

詐欺破産罪について有罪宣告を受けた者の場合、この者は、元本、利子及び費用からなる破産による負債の弁済、又は行われた債務免除を証明しなければならない。

ただし、申請者が、訴訟費用の支払いができないことを証明するときは、法院は、この費用が支払われていない、

又はその一部しか支払われていない場合であっても、復権を認めることができる。

連帯債務を宣告する場合、法院は、申請者により支払われるべき訴訟費用、損害賠償又は負債の部分を確定する。

損害を受けた当事者を捜し出せない、又はこの者が受取りを拒む場合、この者は、民事訴訟法典第八一二条以下の形式において、支払われるべき金額を預金供託金庫に寄託する。五年の期間内に、当事者が預けられた金額を受け取るために現れない場合、この金額は、単なる請求に基づき、寄託者に返還される。

第一〇五条 —— 共和国検事は、被宣告者の居住する市町村の長に、以下の事項を記載した証言書を作成させる。

一 居住の開始日及び終了日の表示を付した、それぞれの市町村における居住期間。

二 その滞在期間の行動。

三 同期間の生活手段。

これらの証言書は、それが復権申請の評価に用いられるために作成された旨の、明示的な言及を含んでいなければならない。

加えて、共和国検事は、被宣告者の居住する小郡の治安

判事及び郡の副知事の意見を聴取する。

意を得た弁護士は、請求について裁定する。

第一〇六条 —— 共和国検事は、次の書類の交付を受ける。

第一一〇条 —— 請求が拒絶された場合、新たな請求は、

一 有罪判決の謄本。

二年の期間の満了後にしか、行われることができない。

二 被宣告者の行動を証明する、受刑した収容地の記録の抄本。

第一一一條 —— 復権が言い渡される場合、有罪判決の原

共和国検事は、自らの意見を付して、書類を法院検事長に送付する。

本の余白に記載するため、復権の判決の抄本が、法院検事長により、有罪宣告を言い渡した法院又は裁判所に送付される。この記載は、前科簿にも行われる。当事者に交付される抄本には、有罪宣告を記載してはならない。

第一〇七条 —— 被宣告者の居住する管轄区の法院は、申請を係属する。書類は、法院検事長の管理により、この裁判所の書記課に提出される。

復権者は、復権の原本及び前科簿の謄本を、無料で交付される。

第一〇八条 —— 提出の二月以内に、案件は重罪公訴部に報告される。法院検事長は、理由を付した書面による意見を提出する。

第一一二条 —— 復権は、有罪宣告を消滅させ、そこから生じるすべての無能力を、将来に向かって終わらせる。商法典第六一二条により言い渡された権利制限は、前記の規定として得られた復権の妨げとなることなく、維持される。

検察官は、いずれの場合にも、六月を超える遅滞を生じさせない限り、新たな証拠調べを請求することができる。法院は職権でこれを命じることができる。

法律上の再犯の状態にある者が、復権を得た後で、新たな有罪宣告を下された場合は、釈放から一〇年の期間の経過後にしか、前記の規定の恩典を認められない。

第一〇九条 —— 法院、法院検事長及び当事者又はその同

議者

ただし、いかなる重罪刑をもそれまで受けなかった再犯者、及び軽罪刑の宣告しか下されなかった復権者は、釈放から六年の経過後に、前記の規定の恩典を認められる。

（徳永 元）

- (1) Texte du projet de la commission de revision du code pénal, *Revue pénitentiaire* (六七) Rev. pénit., 1893, pp. 186-208.
- (2) 内田文昭『山火正則』吉井蒼生夫編『刑法』(明治四〇年) (二) (信山社、一九九三) 五九頁 (吉井蒼生夫) および三一-三四頁。
- (3) 三田奈穂『明治三八年』刑ノ執行猶予ニ関スル法律』(法律第七〇号) (二〇一四) 成蹊八一号 (二〇一四) 一八頁。
- (4) 内田他・前掲注(2) 一三頁 (山火正則)。
- (5) A. LE POITTEVIN, Le projet de réforme du code pénal (Partie générale), *Rev. pénit.* 1893, pp. 151-187.
- (6) J. CHAMPCOMMUNAL, Examen critique et comparé du projet de réforme du code pénal français (Partie générale), 1896.
- (7) Alfred GAUTIER, Deux projets La réforme pénale en France et Suisse, *Revue pénale suisse* (= *Zeitschrift für Schweizer Strafrecht*) 1894, pp. 44-117.

(8) Décret instituant une commission chargée de préparer la revision de la législation pénale, *Rev. pénit.* 1887, pp. 328-334.

(9) Victor MOLINIER (annoté par Georges VIDAL), *Traité théorique et pratique de droit pénal*, t. 1, 1893, p. XVII.

(10) GAUTIER, op. cit. (note 7), p. 44 note 1. それゆえ、GAUTIERは報告を入手してはならぬと自ら述べている。これに対し、LE POITTEVINとCHAMPCOMMUNALは報告を引用しているため、おそらく、報告は何らかの形で公表されていた。

(11) 本草案前後の立法・法律改正状況については、上野芳久『フランス刑法改正の歴史』相模工業大学紀要二一巻一号 (一九八七) 五八-五九頁参照。

(12) 森下忠『フランス』平場安治・平野龍一編『刑法改正の研究一 概論・総則』(東京大学出版会、一九七二) 一一頁。

(13) JO 1885, p. 2721.

(14) 流刑については、吉川経夫『吉川経夫著作選集第三巻 保安処分立法の諸問題』(法律文化社、二〇〇一) 一一-一四頁および木村亀二『刑事政策の諸問題』(有斐閣、一九三三) 二七-二八〇頁参照。

(15) JO 1891, p. 1433.

(16) 草案段階を含めた検討として、樋口亮介『フランスに

資料 おける猶予制度」論ジュリ一四号(二〇一五)三四一三六頁参照。

- (17) CHAMPPEMMUNAL, op. cit. (note 6), p. 91.
- (18) GAUTIER, op. cit. (note 7), pp. 45-48.
- (19) Raymond SALEILLES, L'individualisation de la peine, 1898, pp. 194-195.
- (20) Franz von LISZT, Bedingte Verurteilung und bedingte Begnadigung, in: Vergleichende Darstellung des Deutschen und Ausländischen Strafrechts, Bd. 3, 1908, S. 27.
- (21) 第三〇条の参照条文(内田他・前掲注(2)三六頁)。
- (22) 第六三条の参照条文(内田他・前掲注(2)四二頁)。

【付記】本研究は、二〇一七年度末延財団研究会助成によるものである。